

国立大学法人和歌山大学談合情報対応要領

制 定 平成19年11月20日

法人和歌山大学規程第 699 号

第1 一般原則

1 情報の確認及び通報

入札に付そうとする工事（設計・コンサルティング業務を含む。）又は物品購入等に係る調達について入札談合に関する情報があつた場合には、可能な限り当該情報の提供者の身元、氏名等を確認の上、契約案件に応じ、直ちに公正入札調査委員会（以下「委員会」という。）の事務を担当する施設整備課又は財務課（以下「事務局」という。）へ電話等により通報すること。情報提供者が報道機関である場合には、報道活動に支障のない範囲で情報の出所を明らかにするよう要請すること。

また、新聞等の報道により入札談合に関する情報を把握した場合にも、事務局へ通報すること。

なお、教職員が談合があると疑うに足りる事実（以下「談合疑義事実」という。）を得た場合には、別添「談合疑義事実処理要領」により対応すること。

2 報告

事務局は、1により入札談合に関する情報に係る通報を受けた場合には、情報の内容を談合情報報告書（別紙様式1）にまとめ、速やかに委員会を招集し、報告を行うこと。

なお、新聞等の報道により入札談合に関する情報を把握した場合も、報道に基づき談合情報報告書（別紙様式1）をまとめ、報告を行うこと。

3 委員会の招集及び審議

委員会は、2により事務局からの報告を受けた場合、当該情報の信憑性及び第2以下の手続によることが適切であるか否かについて審議するものとする。

4 公正取引委員会への通報

委員会の審議を踏まえて第2以下の手続によることとした情報（以下「談合情報」という。）については、手続きの各段階において、逐次かつ速やかに公正取引委員会へ通報すること。

5 文部科学省への連絡

委員会は、談合情報を把握した場合、談合情報への対応について速やかに文部科学省大臣官房文教施設企画部施設企画課契約情報室（以下「契約情報室」という。）又は文部科学省大臣官房会計課政府調達室（以下「政府調達室」という。）へ談合情報報告書（別紙様式1）により連絡すること。

6 入札監視委員会への報告

施設整備課の契約案件に係る談合情報とその対応については、文部科学省大臣官房文教施設企画部に設置されている入札監視委員会へ適宜報告すること。

7 報道機関への対応

報道機関等から発注者としての対応についての説明を求められた場合には、委員会の議を得て事務局の課長等が対応すること。また、談合情報については、報道機関等から説明を求められた場合に限り、公正取引委員会へ通報している旨を明らかにすること。（報道機関等への対応については、公正取引委員会が行う審査の妨げにならないよう留意し、発

注者側より積極的に談合情報を公表しないものとする。)

第2 具体的な対応

委員会及び事務局は、談合情報があった場合には、原則として次に従い対応すること。

なお、詳細な手順等は、第3により行うこと。

1 入札執行前に談合情報を把握した場合

(1) 公正取引委員会への通報

談合情報の提供があった旨を直ちに公正取引委員会へ談合情報報告書（別紙様式1）により通報すること。

なお、追加談合情報、入札の取り止めの決定又は入札の無効の決定等があった場合には、逐次かつ速やかに公正取引委員会へ通報すること。

(2) 事情聴取

委員会が事情聴取を行う必要があると判断した場合は、入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）全員に対して事情聴取を行うこと。事情聴取を行う対象者は、原則として、契約締結権を有する者又はそれに準ずる者とする。

事情聴取は、入札までの時間、発注の遅れによる影響等を考慮して、入札日前の日において行うか、又は入札開始時刻若しくは入札日の繰り下げにより入札を延期した上で行うこと。聴取結果については、事情聴取書（別紙様式3）を作成し、当該書面の写しを公正取引委員会へ送付すること。

(3) 談合の事実があったと認められる証拠を得た場合の対応

事情聴取の結果、談合の事実があったと認められる証拠を得た場合には、国立大学法人和歌山大学契約事務取扱規程（以下「契約規程」という。）第19条第1項を適用し、入札の執行を延期し、又はこれを取り止めるものとする。また、その旨を公正取引委員会へ速やかに通報すること。入札の執行を延期した場合で、すでに入札書及び工事費内訳書、積算内訳書等が提出されていた場合、それらを保管するとともに、入札を取り止めた場合は、公正取引委員会への通報に併せて別紙様式2の2又は別紙様式2の3（施設整備課が所掌する工事等の案件については別紙様式2の3。以下同じ。）によりそれらの写しを提出すること。

(4) 談合の事実があったと認められない場合の対応

① 事情聴取の結果、談合の事実があったと認められない場合は、すべての入札参加者から誓約書（別紙様式4）を提出させるとともに、入札執行後談合の事実が明らかと認められた場合には、入札を無効にする旨の注意を促した後に入札を行うこと。また、誓約書（別紙様式4）の写しを公正取引委員会へ送付すること。

② この場合、すべての入札参加者に対し、第1回の入札に際し工事費内訳書、積算内訳書等を提出するよう要請すること。

ただし、工事費内訳書、積算内訳書等の提出を求めることとしていない入札である場合において、入札日において事情聴取を行うなどあらかじめ工事費内訳書、積算内訳書等の提出を要請する時間的余裕がないときは、発注の遅れによる影響、工事費内訳書、積算内訳書等のチェックの必要性等を考慮の上、工事費内訳書、積算内訳書等のチェックを行わずに入札を執行するか、又は工事費内訳書、積算内訳書

等の提出を要請の上、入札日を延期して入札を執行するかのいずれかにより対応すること。

- ③ 入札には、積算担当者(当該案件の積算内容を把握している職員)が立ち会い、工事費内訳書、積算内訳書等を入念にチェックすること。
- ④ 工事費内訳書、積算内訳書等のチェックにおいて、明らかに談合の事実があったと認められる証拠を得た場合には、(3)により対応すること。
- ⑤ 入札終了後に、入札調書又は入札等結果一覧表(以下「入札調書等」という。)の写しを公正取引委員会へ送付すること。

(5) 文部科学省への連絡

(1) から(4)までの対応をとった場合は、各段階において契約情報室又は政府調達室等へ速やかに連絡すること。

(6) 一般競争入札の場合の留意点

一般競争入札の場合は、競争入札参加資格があると認められた者を公表しておらず、また、競争参加資格があると認められた者であっても入札に参加するか否かは明らかでないため、入札日において入札に参加するために入札会場に集まった者を対象として(2)以下に従い対応すること。

2 入札執行後に談合情報を把握した場合

入札執行後に談合に関する情報があった場合には、入札執行後においては入札結果等を公表しており、落札者及び落札金額は既に閲覧に供していることに留意しつつ、以下の手続によることが適切か否かを第1の3により判断すること。

(1) 契約締結以前の場合

① 公正取引委員会への通報

談合情報があった旨を直ちに公正取引委員会へ談合情報報告書(別紙様式1)により通報し、併せて入札調書等の写しを送付すること。なお、追加談合情報又は入札の無効の決定等があった場合には逐次かつ速やかに公正取引委員会へ通報すること。

② 事情聴取

委員会が事情聴取を行う必要があると判断した場合は、入札を行った者全員に対して速やかに事情聴取を行うこと。聴取結果については、事情聴取書(別紙様式3)を作成し、当該書面の写しを公正取引委員会へ送付すること。

③ 明らかに談合の事実があったと認められる証拠を得た場合の対応

事情聴取の結果、明らかに談合の事実があったと認められる証拠を得た場合には、契約規程第19条第2項を適用し入札を無効とすること。

また、その旨を公正取引委員会へ別紙様式2の2又は別紙様式2の3により、速やかに通報すること。

④ 談合の事実があったと認められない場合の対応

事情聴取の結果、談合の事実があったと認められない場合には、入札を行った者全員から誓約書(別紙様式4)を提出させた上、落札者と契約を締結すること。また、誓約書の写し及び入札調書等の写しを公正取引委員会へ送付すること。

(2) 契約締結後の場合

談合情報対応要領

① 公正取引委員会への通報

談合情報があった旨を直ちに公正取引委員会へ談合情報報告書（別紙様式1）により通報し、併せて入札調書等の写しを送付すること。なお、追加談合情報等があった場合には逐次かつ速やかに公正取引委員会へ通報すること。

② 事情聴取

委員会が事情聴取を行う必要があると判断した場合は、入札を行った者全員に対して速やかに事情聴取を行うこと。聴取結果については、事情聴取書（別紙様式3）を作成し、当該書面の写しを公正取引委員会へ送付すること。

なお、事情聴取等の結果、明らかに談合の事実があったと認められる証拠を得た場合には、締結した契約の進捗状況等を考慮して、契約を解除するか否かを判断すること。また、契約を解除した場合は、その旨を公正取引委員会へ別紙様式2の2又は別紙様式2の3により、速やかに通報すること。

(3) 文部科学省への連絡

(1) 契約締結以前及び(2) 契約締結後の場合で、各々の対応をとったときは、各段階において速やかに契約情報室又は政府調達室等へ連絡すること。

第3 個別手続の手順等

第2に定める事情聴取等の手続においては、次に掲げる事項に留意して行うこと。

1 報告書

事務局は、入札談合に関する情報に係る通報を受けた場合には、情報の内容を談合情報報告書（別紙様式1）にまとめること。

2 公正取引委員会への通報等

(1) 公正取引委員会への通報等は、別紙様式2により行うこと。

(2) 公正取引委員会の窓口は、公正取引委員会事務総局近畿中国四国事務所第一審査課である。

なお、通報等の内容について公正取引委員会から問い合わせがあることも予想されるため、担当者は提出した資料についての的確な対応ができるよう内容について整理しておくこと。

(3) その後の調査結果に関する公正取引委員会への通報等は、別紙様式2の2を参考とすること。また、事情聴取から入札までの手続等を引き続いて行う場合又は事情聴取したすべての業者が談合の疑いを否定した場合には、これらを入札終了後にまとめて送付することができる。なお、追加談合情報、入札の取り止めの決定又は入札の無効の決定等があった場合は、公正取引委員会への通報にあわせて、手続の各段階において事情聴取書及び工事費内訳書、積算内訳書等、誓約書、入札書の写し等を送付すること。また、入札の取り止めの決定又は入札の無効の決定等があった場合は別紙様式2の2又は別紙様式2の3により、公正取引委員会への通知を行うこと。

(4) 公正取引委員会への通報等の後に、公正取引委員会より協力要請があった場合は、事務局を窓口として可能な限り協力すること。

(5) 公正取引委員会へ通報している旨の公表は積極的に行わない、事情聴取の必要性

を委員会において慎重に検討するなど、公正取引委員会の審査活動の妨げにならないよう留意すること。

- (6) 一度提出した入札書については、返還しない旨、すべての入札参加業者にあらかじめ周知すること。

3 事情聴取の方法等

- (1) 事情聴取は、委員会の複数の委員により行うこと。
- (2) 事情聴取は、事情聴取の対象者全員を集合させて、あらかじめ別紙Ⅰを参考とした事情聴取項目を通知した上、1社ずつ面談室等に呼び出し、聞き取りを行うこと。
- (3) 聴取結果については、事情聴取書（別紙様式3）を作成すること。

4 誓約書の提出等

- (1) 誓約書については、公正取引委員会へ送付する旨を事情聴取の対象者に通知した上、誓約書（別紙様式4）を参考に、事情聴取の対象者から自主的に誓約書を提出させること。
- (2) 「入札執行後談合の事実が明らかと認められた場合には入札を無効とする旨」の注意を促す場合は、別紙Ⅱを参考として注意事項を読み上げること。
- (3) 誓約書を提出したにもかかわらず、その後、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第3条若しくは第8条又は刑法（明治40年法律第45号）第96条の3第1項若しくは第2項違反があったと認められるときは、極めて不誠実な行為とみなし指名又は取引停止期間を加重して措置すること。

5 工事費内訳書、積算内訳書等の提出

工事費内訳書、積算内訳書等の提出に当たっては、入札に際し、積算担当者が立ち会い、第一回の入札において全入札者が入札書を入札函に投入した後に、積算担当者が工事費内訳書、積算内訳書等の提示を求め、談合の形跡がないかを入念にチェックし、開札すること。

なお、事情聴取、工事費内訳書、積算内訳書等のチェック等を迅速に行う必要がある場合は、事情聴取と工事費内訳書、積算内訳書等のチェックを並行して実施することができる。

附 則

この要領は、平成19年11月20日から施行する。

別添

談合疑義事実処理要領

第1 一般原則

1 情報の確認

教職員が談合があると疑うに足りる事実（以下「談合疑義事実」という。）を得た場合には、直ちに公正入札調査委員会の事務局（施設整備課又は財務課）へ電話等により通報すること。

2 報告

事務局は1により談合疑義事実に係る通報を受けた場合には、談合疑義事実の内容を談合疑義事実報告書（別紙様式1の2）にまとめ、速やかに委員会を招集し、報告を行うこと。

3 委員会の招集及び審議

委員会は、2により事務局からの報告を受けた場合、当該談合疑義事実の信憑性及び第2以下の手続によることが適切であるか否かについて審議するものとする。

4 公正取引委員会への通報

委員会の審議を踏まえて第2以下の手続によることとした談合疑義事実については、手続の各段階において逐次かつ速やかに公正取引委員会へ別紙様式2、別紙様式2の2又は別紙様式2の3により通報すること。

なお、追加談合情報又は談合疑義事実があった場合には、逐次公正取引委員会へ通報すること。

5 文部科学省への連絡

委員会は、談合情報を把握した場合、談合情報への対応について、文部科学大臣官房文教施設企画部契約情報室又は文部科学省大臣官房会計課政府調達室へ談合疑義事実報告書（別紙様式1の2）により速やかに連絡すること。

6 入札監視委員会への報告

施設整備課が所掌する工事等の案件に係る談合疑義事実とその対応については、文部科学大臣官房文教施設企画部に設置されている入札監視委員会へ適宜報告すること。

第2 具体的な対応及び個別手続の手順等

談合疑義事実を得た場合には、原則として、「国立大学法人和歌山大学談合情報対応要領」第2「具体的な対応」に準じて対応すること。

なお、詳細な手続等は、「国立大学法人和歌山大学談合情報対応要領」第3「個別手続の手順等」に準じて行うこと。

別紙様式1

談 合 情 報 報 告 書

年 月 日

情報を受けた日時	年 月 日 () 午前・午後 時 分
工事・調達等件名	
入札(予定)日時	年 月 日 () 午前・午後 時 分
情報提供者	・個人 ・報道機関 ・その他(不明を含む) ・会社名 ・役職 ・氏名等
受信対応者 職名・氏名	
情報手段	・電話 ・書面(・文書・FAX・電子メール) ・面接 ・報道
情報内容	
応答の概要	
当該案件の問合せ先	

談合疑義事実報告書

年 月 日

事 実 を 得 た 時	年 月 日 () 午前・午後 時 分
工 事 ・ 調 達 等 件 名	
入 札 (予 定) 日 時	年 月 日 () 午前・午後 時 分
談合があると疑うに足りる 事実を申し出た職員	<ul style="list-style-type: none"> ・ 和歌山大学 学部・課 ・ 係名 ・ 職名 ・ 氏名等
事務局対応者 職名・氏名	
情 報 手 段	・ 電話 ・ 書面 (・ 文書 ・ F A X ・ 電子メール) ・ 面接
談合があると疑うに足りる 事実を得た根拠	
当 該 案 件 の 問 合 せ 先	

注) 談合があると疑うに足りる事実を得た根拠となる資料等を添付すること。

和大 第 号
年 月 日

公正取引委員会
近畿中国四国事務所長 殿

国立大学法人和歌山大学
施設整備課長又は財務課長（氏 名） 閣

談合情報に関する資料の送付について

年 月 日付けで送付いたしました当大学の〇〇〇〇〇〇〇〇の入札に係る談合情報等について、その後の調査結果を別添のとおり追加送付いたします。

記

- 1 事情聴取書（写し）
- 2 誓約書（写し）
- 3 工事費内訳書又は積算内訳書（写し）
- 4 入札調書又は入札結果一覧表（写し）
- 5 入札に関する連絡（無効、延期・取消）
（該当するものに○をすること）
- 6 その他関連資料（該当する資料を表示し、添付すること。）

・ 本件に関する連絡先 国立大学法人和歌山大学 課
担当者 職名
氏名
TEL: 073-457- FAX:073-457-

別紙様式 2 の 3

和大 第 号
年 月 日

公正取引委員会
近畿中国四国事務所長 殿

国立大学法人和歌山大学
施設整備課長 (氏 名) 印

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第 10 条の通知について

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第 10 条に基づき、下記内容のとおり通知します。

記

- 1 談合情報報告書 (写し)
- 2 事情聴取書 (写し)
- 3 誓約書 (写し)
- 4 工事費内訳書又は積算内訳書 (写し)
- 5 入札書 (写し)
- 6 入札調書又は入札結果一覧表 (写し)
- 7 入札に関する連絡 (無効、延期・取消)
(該当するものに○をすること)
- 8 その他関連資料
- 9 法律第 10 条に該当すると疑いに足りる事実について

- 10 本件に関する連絡先 国立大学法人和歌山大学施設整備課
担当者 職名
氏名
TEL: 073-457- FAX:073-457-

※ 該当する資料を添付すること。

事情聴取書

工事・調達等件名：

会 社 名：

事情聴取を受けた者：

事 情 聴 取 者：

日 時： 年 月 日 () 午前・午後 時 分

場 所：

質 問 事 項	聴 取 内 容
1 本案件の入札に先立ち、すでに落札業者が決定している(た)との情報(新聞報道)等がありますが、そのような事実がありますか。 2 本案件について、他社の人と何らかの打合せ、または話合いをしたことがありますか。 3 あったとすれば、どのような内容の打合せ、又は話合いでしたか。(上記2の回答を受けて) (以下、必要に応じ記載) 4 本案件の積算担当部門はどこですか。 5 本案件の積算は、いつ頃できあがりしましたか。 6 入札価格は、いつ、だれが決定しましたか。	

別紙様式 4

誓 約 書

年 月 日

国立大学法人和歌山大学
契約担当役 (氏名) 殿

入札参加者
会社等名
代表者名
担当者名

今般の ○○○○○○○○○○○ の競争入札に関し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）その他の法令、国立大学法人和歌山大学工事請負等契約要項等に抵触する行為は行っていないことを誓約するとともに、今後とも同法律等を遵守することを誓約します。

なお、この誓約書の写しが、公正取引委員会に送付されても異議はありません。

注) この誓約書は、競争加入者が自筆で記入すること。

事情聴取項目（参考例）

- 入札・契約等の権限を有する責任者であることを確認する。

- 会社内の動き、情報を知り得る立場であることを確認する。

- 1 本案件の入札に先立ち、すでに落札業者が決定している（た）との情報（新聞情報）等がありますが、そのような事実がありますか。

- 2 本案件について、他社の人と何らかの打合せ、または話し合いをしたことがありますか。

- 3 （2において打合せまたは話し合いをしたという回答があった場合）
それは、（いつ、どこで、誰が参加し、）どのような内容の打合せ、又は話し合いでしたか。

（以下は必要に応じて質問する。）

- 4 本案件の積算担当部門はどこですか。
- 5 本案件の積算は、いつ頃できあがりしましたか。
- 6 入札価格は、いつ、だれが決定しましたか。

別紙Ⅱ

入札執行に係る注意事項

- 1 本件入札について談合があったとの通報があったが、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等及び入札に関する条件を遵守し、厳正に入札すること。
- 2 入札執行後、談合の事実が明らかと認められた場合には、国立大学法人和歌山大学契約事務取扱規程（以下「契約規程」という。）第19条第2項により入札は無効とする。
- 3 誓約書を提出したにもかかわらず、その後独占禁止法第3条若しくは第8条又は刑法第96条の3第1項若しくは第2項違反があったと認められるときは、極めて不誠実な行為とみなし指名停止期間を加重して措置する。

（参考）独占禁止法

第3条 [私的独占又は不当な取引制限の禁止]

事業者は、私的独占又は不当な取引制限をしてはならない。

第8条 [事業者団体の禁止行為・届出義務]

事業者団体は、次の各号の一に該当する行為をしてはならない。

- 一 一定の取引分野における競争を実質的に制限すること。

（以下略）

刑法

第96条の3 [競争等妨害]

偽計又は威力を用いて、公の競売又は入札の公正を害すべき行為をした者は、二年以下の懲役又は二百五十万円以下の罰金に処する。

- 2 公正な価格を害し又は不正な利益を得る目的で、談合したものも、前項と同様とする。